

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡式双方向型教育情報プラットフォーム (仮称) 構築業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により、長岡式双方向型教育情報プラットフォーム (仮称) 構築業務委託を選定する際の提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、長岡式双方向型教育情報プラットフォーム (仮称) 構築業務委託事業者選定委員会 (以下、「委員会」という。) を設置して行う。
- (2) 委員会の委員は別に定め、学校教育課が庶務を行う。
- (3) 委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から最も優秀で本市の要求にあった事業者 1 社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者 5 人以内とし、準備・片付け各 5 分、30 分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を 20 分間行う。
- (3) 提案書及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの (小数第 2 位を四捨五入) を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点の最も高い事業者が同点で複数者いる場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1 回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多得票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

4 選考評価基準

評価項目	配点
企画提案書記載事項	280
1 提案にあたっての確認事項	5
2 提案するシステム構成・内容・スケジュール	100
3 導入にあたって	10
4 デザイン・レイアウトについて	20
5 プラットフォームの機能について	50
6 セキュリティ及び障害対応について	30
7 プロジェクトの実施体制について	20
8 運用保守について	35
9 その他事項について	10
業務実績報告書	20
提案見積書	30
合計	330